

改正案

現行

（貸付けに係る契約についての書面の交付）

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
イ（略）

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ル（略）

二（四）（略）

2（略）

（保証契約についての書面の交付）

第十四条 法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
イ（略）

カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

ヨ（略）

二（四）（略）

2 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（七）（略）

八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）

九（十一）（略）

三（七）（略）

（受取証書の交付）

第十五条（略）

2 前項第二号及び第三号に掲げる事項については、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、当該事項の記載に代えることができる。

（貸付けに係る契約についての書面の交付）

第十三条 法第十七条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
イ（略）

又 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

ル（略）

二（四）（略）

2（略）

（保証契約についての書面の交付）

第十四条 法第十七条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項
イ（略）

カ 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

ヨ（略）

二（四）（略）

2 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（七）（略）

八 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

九（十一）（略）

三（七）（略）

（受取証書の交付）

第十五条（略）

2 貸金業者は、法第十八条第一項の規定により交付すべき書面を作成するときは、当該弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、同項第一号から第三号まで並びに前項第二号及び第三号に掲げる事項の記載に代えることができる。

(取立て行為の規制)

第十九条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4| 5| (略)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項

きる。

(取立て行為の規制)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4| 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項(法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により送付すべき書面又はこれに代わる電磁的記録を作成するときは、支払を催告する債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、法第二十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項の記載に代えることができる。

5| 6| (略)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の五 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

四 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の十 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

四 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の十五 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

四 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

六 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

六 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

六 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

四 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十一 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 第十三条第一項第一号イに掲げる事項及び受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

四 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の十七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容 (利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。)

六 (略)

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

第二十六条の二十六 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (平成十四年法律第三十二号) その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項

二 (略)

25 (略)

第二十六条の二十三の十七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 (略)

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

第二十六条の二十六 貸金業務取扱主任者研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法 (昭和二十九年法律第百号)、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (平成十四年法律第三十二号) その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項

二 (略)

25 (略)